

令和2年5月7日

お客様 各位

**緊急事態宣言の延長による  
新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応とお願いについて**

ひろせ税理士法人  
代表社員 柴田 陽一郎

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染拡大が続く状況の中、緊急事態宣言が5月31日まで延長されることになり、4月17日より適用していた対策を継続することとさせていただきます。

所内では、手洗いの徹底及び換気、時差出勤やテレワークを導入し、一同感染防止に向けた最大限の努力を行いながら、新型コロナウイルスに関する支援策を含め、お客様をサポートして参ります。

継続して、お客様の安全を最優先し、お客様ご了承のもと可能な限りオンライン面談（WEB会議）、電話、メールなど、訪問以外の方法でのやり取りにてご対応いただきたく、どうぞお願い申し上げます。尚、書類の受渡しなど、ご不明な点は担当者までご相談ください。

状況が変わる中でお客様にはご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、引き続き感染リスクの排除および安全の確保を図り、今後もお客様に安心してご利用いただけるよう、安定したサービスを継続的に提供できる環境の確立に努めてまいります。何卒ご理解のうえご容赦賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今回の事態が一日でも早く終息することを願っております。先ずは略儀ながら書中をもちましてお願い申し上げます。

敬具